

議第47号

京都市知的障害者授産施設条例の一部を改正する条例の制定について

京都市知的障害者授産施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成23年 2月22日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市知的障害者授産施設条例の一部を改正する条例

第1条 京都市知的障害者授産施設条例の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「就労」の右に「，生産活動その他の活動」を加える。

第2条第2項各号列記以外の部分中「においては，次の」を「のうち，京都市やましな学園にあっては第1号，第3号及び第4号に掲げる事業，京都市桂授産園及び京都市だいが学園にあっては第2号から第4号までに掲げる事業，京都市ふしみ学園にあっては第1号及び第4号に掲げる」に改め，同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め，同号を同項第4号とし，同項中第2号を第3号とし，第1号を第2号とし，同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 法第5条第6項に規定する生活介護を行う事業

第3条第2項第1号を次のように改める。

(1) 前条の規定により施設において行う事業

第5条第1項各号列記以外の部分中「別表1」を「第2条第1項第1号に掲げる事業に関し別表1」に改め，同項第1号中「法」を「同号に規定する知的障害者授産施設としての事業に関して法」に改め，同条第2項各号列記以外の部分中「別表2」を「第2条第2項第1号から第3号までに掲げる事業に関し別表2」に改め，同項第1号中「法第19条第1項」を

「利用しようとする同項第1号から第3号までに掲げる障害福祉サービス（法第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいう。）に関して法第19条第1項」に改め、「よる」の右に「介護給付費又は」を加え、同項第2号を次のように改める。

(2) 知的障害者福祉法第15条の4に規定する措置が必要であると認められる者

第7条を次のように改める。

(利用料金)

第7条 次の各号に掲げる者は、指定管理者に対し、当該各号に掲げる額の範囲内において指定管理者が市長の承認を得て定める利用料金（施設の利用に係る料金をいう。以下同じ。）を支払わなければならない。

(1) 第2条第1項第1号に掲げる事業に関し別表1に掲げる施設を利用する者（第5条第1項第2号に掲げる者を除く。）法附則第21条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

(2) 第2条第2項第1号から第3号までに掲げる事業に関し別表2に掲げる施設を利用する者（第5条第2項第2号に掲げる者を除く。）法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

別表1 京都市やましな学園の項及び京都市ふしみ学園の項を削り、同表2 京都市桂授産園の項を次のように改める。

京都市やましな学園	京都市山科区竹鼻四丁野町34番地の1	55 ^人
京都市桂授産園	京都市西京区桂徳大寺北町81番地	30
京都市ふしみ学園	京都市伏見区紙子屋町544番地	55

第2条 京都市知的障害者授産施設条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項各号列記以外の部分中「京都市やましな学園にあっては第

1号、第3号及び第4号に掲げる事業」を「京都市飛鳥井学園」に改め、「までに掲げる事業」の右に「京都市やましな学園にあっては第1号、第3号及び第4号に掲げる事業」を加える。

別表1京都市飛鳥井学園の項を削り、同表2京都市やましな学園の項を次のように改める。

京都市飛鳥井学園	京都市左京区田中飛鳥井町40番地	60 ^人
京都市やましな学園	京都市山科区竹鼻四丁野町34番地の1	55

附 則

この条例中第1条の規定は平成23年4月1日から、第2条の規定は市規則で定める日から施行する。

提案理由

京都市飛鳥井学園、京都市やましな学園及び京都市ふしみ学園について、知的障害者授産施設としての事業を廃止するとともに、新たに行う生活介護、就労移行支援又は就労継続支援に係る事業に関し必要な事項を定める必要があるので提案する。